



熊本県公報

第13318号
令和6年(2024年)
3月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 熊本都市計画下水道事業(益城公共下水道)事業計画変更認可…………… (下水環境課) 3
- 御船都市計画下水道事業御船公共下水道事業計画変更認可…………… () 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… () 4
- 熊本県総合福祉センターの指定管理者の指定…………… (健康福祉政策課) 4
- 熊本県土地利用基本計画の変更…………… (地域振興課) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… () 6
- 道路の区域変更…………… () 6
- 道路の区域変更…………… () 6
- 道路の区域変更…………… () 7
- 道路の区域変更…………… () 7
- 道路の区域変更…………… () 7
- 道路の区域変更…………… () 8
- 道路の区域変更…………… () 8
- 道路の区域変更…………… () 8
- 道路の区域変更…………… () 8
- 道路の区域変更…………… () 9
- 道路の供用開始…………… () 17
- 道路の供用開始…………… () 18
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 18
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 18
- 熊本県流域下水道事業出納取扱金融機関の指定の一部改正…………… (下水環境課) 19
- 介護医療院の開設許可…………… (高齢者支援課) 19
- 特定農業用ため池の指定…………… (農地整備課) 19
- 特定農業用ため池の指定の解除…………… () 19

公 告

- 基本測量の実施…………… (監理課) 19
- 公共測量の終了…………… () 20
- 公共測量の終了…………… () 20
- 公共測量の終了…………… () 20
- 清水が丘学園児童棟備品等に係る一般競争入札の落札結果…………… (管理調達課) 20
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 23
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… () 25
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… () 26
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 26

登 載 依 頼

- 熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間の一部改正…………… (警察本部運転免許課) 26
- 熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間の一部改正…………… () 27
- 小川工業高校新実習棟への実習機器移転に係る落札者の決定 (小川工業高校) 28
- 熊本県企業局出納取扱金融機関の指定の一部改正…………… (企業局総務経営課) 29
- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 29
- 令和6年度(2024年度)熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (松橋西支援学校) 29
- 令和6年度(2024年度)熊本県立熊本支援学校通学バス運行業務に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (熊本支援学校) 29
- 警備業法令事務取扱規則等の一部を改正する規則…………… (警察本部生活環境課) 30

- 熊本県病院事業の使用料及び手数料の収納事務の委託… (病院局総務経営課) 35
- 肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務の入札結果… (装飾古墳館総務課) 35
- 肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務の入札結果… (") 36
- 肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務の入札結果… (") 36
- 肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務の入札結果… (") 36
- 令和6年度(2024年度)熊本県立荒尾支援学校通学バス
運行業務に係る一般競争入札の落札者の決定… (荒尾支援学校) 37
- 宝石さんごの採捕制限… (天草不知火海区漁業調整委員会) 37
- 熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令… (教育政策課) 37
- 熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程の一部を改正する訓令… (") 38
- 教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の一部を改正する告示… (学校人事課) 38
- 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程… (病院局総務経営課) 39
- 熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程… (議会事務局) 41

告 示

熊本県告示第398号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市小木字陳内1859番、1860番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第399号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
サニーデイズ株式会社	サニーデイズ	八代市松江城町3番28号	令和6年(2024年)4月1日	福祉用具貸与
サニーデイズ株式会社	サニーデイズ	八代市松江城町3番28号	令和6年(2024年)4月1日	特定福祉用具販売

熊本県告示第400号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
サニーデイズ株式会社	サニーデイズ	八代市松江城町3番28号	令和6年(2024年)4月1日	介護予防福祉用具貸与
サニーデイズ株式会社	サニーデイズ	八代市松江城町3番28号	令和6年(2024年)4月1日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第401号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
保育所等訪問支援 き・き 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰148番地1	株式会社南阿蘇ケアサービス 阿蘇郡南阿蘇村大字久石2721番地2 荒牧 律子	令和6年(2024年)4月1日	4351300100	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第402号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市葛渡字村奥473番、474番、474番2、478番、482番、483番2、484番4、485番1から485番3まで、486番1から486番4まで、486番6、486番8、487番5、487番7、487番10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字村奥474番2・478番・482番・484番4・485番1・485番2・486番1から486番3まで・487番5・487番7・487番10(以上12筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第403号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 益城公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和61年(1986年)3月15日から令和13年(2031年)

3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

熊本県告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 御船町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年（1979年）12月2日から令和12年（2030年）3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
平成7年熊本県告示第942号、平成11年熊本県告示第426号、平成13年熊本県告示第338号、平成15年熊本県告示第231号、平成18年熊本県告示第294号、平成23年熊本県告示第220号、平成26年熊本県告示第344号、平成31年熊本県告示第227号、令和2年熊本県告示第282号及び令和6年熊本県告示第297号の事業地のうち熊本県上益城郡御船町大字木倉字下鶴、字後鶴を廃止し、字毘沙門、字錦、字威徳寺、字平地内において事業地を変更する。

熊本県告示第405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人峇州福祉会	訪問介護ゆうとく	上天草市大矢野町登立1426番地2	令和6年（2024年）4月1日	訪問介護

熊本県告示第406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人峇州福祉会	デイサービスゆうとく	上天草市大矢野町登立1426番地11	令和6年（2024年）4月1日	通所介護

熊本県告示第407号

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合福祉センター	熊本中央区南千反畑町3番7号	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 竹田 勉	令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

熊本県告示第408号

熊本県土地利用基本計画(昭和50年熊本県告示第537号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
水俣森林地域	水俣市	27ヘクタールの縮小	林地の開発により現況が森林ではなくなり、地域森林計画対象民有林から除外する必要があるため。
水俣森林地域	水俣市	3ヘクタールの縮小	同上
水俣森林地域	水俣市	3ヘクタールの縮小	同上
山鹿森林地域	山鹿市	4ヘクタールの縮小	同上
山鹿和水森林地域	山鹿市 和水町	19ヘクタールの縮小	同上
大津森林地域	大津町	41ヘクタールの縮小	同上
大津森林地域	大津町	5ヘクタールの縮小	同上
高森森林地域	高森町	58ヘクタールの縮小	同上
山都森林地域	山都町	19ヘクタールの縮小	同上
芦北森林地域	芦北町	6ヘクタールの縮小	同上

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所
 熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課(県庁行政棟本館6階)
 郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町東海東字山神 289番6地先から 宇城市小川町北海東字有木原 428番5地先まで	前	6.4 ～ 15.0	560.0	防安交
			後	9.6 ～ 22.0		

- 2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	玉名郡長洲町大字長洲字新山 761番5地先から 玉名郡長洲町大字長洲字下3丁目 1911番1地先まで	前	12.4 ～ 44.8	1,759.2	旧道移管
				6.5 ～ 16.7		
		玉名郡長洲町大字長洲字新山 758番5地先から 玉名郡長洲町大字長洲字下3丁目 1908番1地先まで	後	12.4 ～ 44.8	1,759.2	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）4月1日

熊本県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町立花字三角 1717番1地先から 同所 1717番1地先まで	前	13.8 ～ 38.0	43.0	旧道移管
				12.0 ～ 38.0		
		玉名市天水町立花字三角 1717番1地先から 玉名市天水町部田見字東四番 2301番2地先まで	後	13.8 ～ 27.5	43.0	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）4月1日

熊本県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町仁田尾字奥小原 100番73地先から 同所 100番68地先まで	前	15.6 ～ 31.8	120.6	災害防 除
			後	17.2 ～ 47.0		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町西部は字真道 300番2地先から 八代市坂本町西部ろ字上原木 267番1地先まで	前	11.7 ～ 50.9	181.1	災害復 旧工事
			後	11.7 ～ 50.9		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字折渡 3908番5地先から 同所 3908番5地先まで	前	13.5 ～ 41.4	217.0	活力創 出基盤 交付金
			後	20.1 ～ 48.0		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

一般県道	縦木河合 場線	八代市泉町縦木字縦木 85番1地先から 同所 85番1地先まで	前	11.5 ～ 18.2	21.7	災害復 旧工事
			後	15.7 ～ 42.1		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇 土線	八代郡氷川町島地字壱四番割 1637番7地先から 八代郡氷川町鹿島字西ノ間 628番1地先まで	前	8.2 ～ 10.8	248.8	防交 安(交 通 安 全)
			後	9.3 ～ 11.3		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦 線	八代市二見赤松町字村上 1701番1地先から 八代市二見赤松町字村内 1656番2地先まで	前	3.6 ～ 18.5	314.5	活創 出基盤 交付金
			後	9.0 ～ 23.0		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天 草線	天草市二浦町早浦字小鋪ケ浦 146番地先から	前	0.0 ～	0.0	市道区 域の編

		天草市河浦町大字河浦字丸山 82番1地先まで		0.0	8,030.1	入
			後	8.1 ～ 67.8		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	多良木相良線	球磨郡あさぎり町大字深田西字湯ノ谷 2463番1地先から同所 2477番1地先まで	前	8.6 ～ 10.3	18.2	災害復旧工事
			後	8.6 ～ 12.4		
一般県道	上漆田東間下線	人吉市下漆田町 2429番1地先から同所 2406番3地先まで	前	11.4 ～ 19.3	16.9	
			後	14.1 ～ 19.9		
主要地方道	人吉水上線	球磨郡相良村大字柳瀬字三石 949番9地先から同所 949番9地先まで	前	12.3 ～ 13.3	17.4	
			後	12.6 ～ 15.1		
一般県道	久連子落合線	球磨郡五木村甲字平沢津 6451番20地先から同所 6451番9地先まで	前	5.3 ～ 13.5	96.7	
			後	5.3 ～ 13.5		

一般県道	中河間 多良木 線	球磨郡多良木町大字槻木字 塚山 231番1地先から 同所 231番1地先まで	前	13.3 ～ 29.3	62.1
			後	16.0 ～ 40.6	
一般県道	中河間 多良木 線	球磨郡多良木町大字槻木字 石仁田 231番9地先から 同所 228番8地先まで	前	5.7 ～ 9.9	32.8
			後	7.3 ～ 19.6	
一般県道	小鶴原 女木線	球磨郡五木村乙字中村 1648番5地先から 同所 1648番5地先まで	前	9.4 ～ 16.3	21.2
			後	9.4 ～ 16.3	
一般県道	高沢一 勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字井 貫津留 1271番6地先から 同所 1277番65地先まで	前	11.9 ～ 18.5	12.0
			後	14.2 ～ 19.1	
一般県道	高沢一 勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字南 畑 1413番1地先から 同所 1414番1地先まで	前	10.2 ～ 14.7	49.0
			後	16.2 ～ 21.4	
一般県道	高沢一 勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字井 貫津留 1242番32地先から 同所 1251番1地先まで	前	14.9 ～ 37.3	157.0
			後	14.9 ～ 38.5	

一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字麦地 無番地先から 同所 無番地先まで	前	11.6 ～ 13.4	22.9
			後	11.6 ～ 15.9	22.9
一般県道	五木湯前線	球磨郡水上村大字岩野字上広瀬 1960番1地先から 同所 1960番1地先まで	前	5.0 ～ 5.3	9.2
			後	8.6 ～ 9.7	9.2
一般国道	267号	人吉市西大塚町字上芋八重 3285番1地先から 同所 3285番1地先まで	前	16.8 ～ 22.9	17.2
			後	16.8 ～ 22.9	17.2
一般県道	久連子落合線	球磨郡五木村甲字平沢津 6488番393地先から 同所 6488番398地先まで	前	5.4 ～ 9.6	104.7
			後	5.4 ～ 9.9	104.7
一般県道	五木湯前線	球磨郡五木村甲字下梶原 4268番1地先から 同所 4268番1地先まで	前	11.3 ～ 13.4	12.7
			後	11.3 ～ 15.6	12.7
一般県道	五木湯前線	球磨郡五木村甲字下梶原 4271番1地先から 同所 4271番1地先まで	前	6.9 ～ 7.7	9.5
			後	6.9 ～ 9.3	9.5

一般県道	五木湯前線	球磨郡五木村甲字下梶原 4267番28地先から 同所 4267番28地先まで	前	20.4 ～ 22.9	13.8
			後	20.4 ～ 25.3	
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村三ヶ浦丙 1867番12地先から 同所 1867番27地先まで	前	4.6 ～ 4.9	11.1
			後	4.6 ～ 7.1	
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字松ヶ野 3001番1地先から 同所 3001番1地先まで	前	14.9 ～ 21.3	15.3
			後	14.9 ～ 26.3	
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字白水 1399番4地先から 同所 1399番4地先まで	前	4.0 ～ 8.9	23.1
			後	7.9 ～ 13.3	
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字東大川内 243番33地先から 同所 243番33地先まで	前	25.0 ～ 25.5	13.8
			後	27.5 ～ 46.9	
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1129番14地先から 同所 1139番43地先まで	前	5.2 ～ 40.7	242.0
			後	5.2 ～ 40.7	

一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村一勝地 12番31地先から 同所 12番31地先まで	前	6.4 ～ 11.0	120.0
			後	6.4 ～ 11.9	120.0
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字 荒谷 12番29地先から 同所 12番29地先まで	前	7.0 ～ 7.9	11.6
			後	7.3 ～ 11.4	11.6
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字 荒谷 12番26地先から 同所 12番26地先まで	前	6.9 ～ 8.5	16.0
			後	6.9 ～ 9.1	16.0
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村一勝地 64番4地先から 同所 53番1地先まで	前	3.0 ～ 14.9	160.3
			後	3.0 ～ 14.9	160.3
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字 五右衛門畑 261番9地先から 同所 261番9地先まで	前	4.7 ～ 21.8	58.2
			後	9.3 ～ 26.4	58.2
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字 東大川内 243番43地先から 同所 243番33地先まで	前	6.8 ～ 11.6	63.7
			後	13.2 ～ 24.8	63.7

一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字甲坂口 12番3地先から 球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1116番19地先まで	前	5.1 ～ 13.0	110.0
			後	5.1 ～ 22.0	
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字上樋ノ下 1211番3地先から 同所 1211番3地先まで	前	3.9 ～ 4.1	3.1
			後	3.9 ～ 5.0	
一般県道	梶屋多良木線	球磨郡多良木町大字多良木字屋敷 3595番17地先から 同所 3595番17地先まで	前	4.7 ～ 6.2	29.8
			後	4.7 ～ 7.0	
一般県道	相良人吉線	球磨郡山江村大字山田丙字岩ヶ野 1221番1地先から 同所 1221番1地先まで	前	13.5 ～ 14.4	33.2
			後	14.4 ～ 15.1	
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚山 230番16地先から 同所 230番16地先まで	前	4.2 ～ 16.6	33.1
			後	7.6 ～ 19.3	
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字東大川内 243番82地先から 同所 243番86地先まで	前	4.0 ～ 24.2	76.3
			後	8.3 ～ 129.6	

主要地方道	坂本人 吉線	球磨郡山江村大字万江丙字 東大川内 243番33地先から 同所 243番33地先まで	前	7.2 ～ 26.4	94.3	
			後	17.5 ～ 30.5	94.3	
主要地方道	坂本人 吉線	球磨郡山江村大字万江丙字 西大川内 172番19地先から 同所 172番3地先まで	前	8.5 ～ 18.1	59.1	
			後	13.6 ～ 22.1	59.1	
主要地方道	坂本人 吉線	球磨郡山江村大字万江丙字 西大川内 172番7地先から 同所 172番12地先まで	前	8.1 ～ 49.5	162.9	
			後	9.6 ～ 49.5	162.9	
一般県道	中河間 多良木 線	球磨郡多良木町大字槻木字 サエン野 428番8地先から 同所 428番8地先まで	前	11.9 ～ 33.2	52.8	
			後	11.9 ～ 33.2	52.8	
一般県道	中河間 多良木 線	球磨郡多良木町大字槻木字 越ノ間渕 423番1地先から 同所 423番1地先まで	前	16.0 ～ 42.4	41.5	
			後	20.5 ～ 51.7	41.5	
主要地方道	坂本人 吉線	球磨郡山江村大字万江乙字 荒神 272番1地先から 同所 272番24地先まで	前	10.5 ～ 16.3	23.1	
			後	11.3 ～ 90.9	23.1	

主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江乙字小鶴 708番56地先から同所 708番55地先まで	前	5.5 ～ 8.2	28.0
			後	7.6 ～ 91.0	
一般県道	梶屋多良木線	球磨郡多良木町大字多良木字屋敷 3616番18地先から同所 3616番22地先まで	前	6.2 ～ 7.2	28.5
			後	6.5 ～ 15.1	
一般県道	久連子落合線	球磨郡五木村甲字平沢津 6404番34地先から同所 6404番34地先まで	前	18.3 ～ 18.7	14.3
			後	18.4 ～ 27.0	
主要地方道	人吉水俣線	人吉市中神町 1169番50地先から同所 1169番50地先まで	前	10.9 ～ 13.6	22.0
			後	10.9 ～ 24.8	
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字久米字松尾 1553番4地先から同所 1553番1地先まで	前	8.3 ～ 9.7	39.9
			後	8.3 ～ 13.9	
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字久米字松尾 1553番9地先から同所 1553番6地先まで	前	9.4 ～ 10.9	13.1
			後	9.4 ～ 14.8	

一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字平谷 327番2地先から 同所 327番2地先まで	前	6.3 ～ 9.4	17.4
			後	7.9 ～ 12.5	17.4
一般県道	梶屋多良木線	球磨郡多良木町大字多良木字平岩 3325番8地先から 同所 3325番8地先まで	前	3.7 ～ 4.6	33.6
			後	3.9 ～ 17.1	33.6
一般県道	梶屋多良木線	球磨郡多良木町大字多良木字平岩 3225番9地先から 同所 3225番9地先まで	前	4.8 ～ 5.7	18.3
			後	5.1 ～ 11.3	18.3
一般県道	大畑停車場線	人吉市大畑麓町字長谷川内 4354番3地先から 同所 3911番1地先まで	前	5.4 ～ 21.2	102.5
			後	5.4 ～ 22.9	102.5
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字平横手 1496番9地先から 同所 1496番9地先まで	前	4.1 ～ 6.6	28.6
			後	4.1 ～ 11.7	28.6

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 739番1地先から 上益城郡益城町大字福富字前畑 811番6地先まで	176.3	交通安全対策

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字惣領字木神 1517番1地先から 同所 1517番1地先まで	31.0	単県街路改良

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月29日

熊本県告示第422号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字鶴木山字村本848番から850番まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字村本848番から850番まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第423号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	熊本市社会福祉事業団 中央ヘルパー事業所	432200081	令和6年(2024年)3月21日
熊本市南区平成一丁目16番18号	熊本市中央区壺川二丁目3番85号		

熊本県告示第424号

令和2年(2020年)4月1日熊本県告示第281号の3(熊本県流域下水道事業出納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。

熊本県告示第425号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護医療院)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
宮崎外科胃腸科医院介護医療院 上天草市大矢野町上1519番地	医療法人宮崎会	令和6年(2024年) 3月22日

熊本県告示第426号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により、令和6年(2024年)3月14日に特定農業用ため池として次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ため池データベース コード番号	特定農業用ため池の 名称	所在地
431040016	丸山溜池	熊本県熊本市南区城南町塚原
433670258	日明ため池	熊本県玉名郡南関町大字上坂下字野間
433670297	荒谷ため池	熊本県玉名郡南関町大字四ツ原字荒谷
433670360	田良西ため池	熊本県玉名郡南関町大字四ツ原字田良
432150202	南迫2池	熊本県天草市佐伊津町字南ノ迫
432150077	貝津池	熊本県天草市五和町御領字田原

熊本県告示第427号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により令和3年(2021年)1月26日熊本県告示第82号(特定農業用ため池の指定)で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ため池データベース コード番号	特定農業用ため池の 名称	所在地
432080224	大町堤	熊本県山鹿市鹿央町北谷
434820010	荷床	熊本県葦北郡芦北町古石

公 告**熊本県公告第176号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(数値地図25000 (土地条件)の作成)	令和6年(2024年) 4月1日から	荒尾市、南関町及び和水町

令和7年(2025年) 3月31日まで

熊本県公告第177号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県天草広域本部長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(GNSS水準測量)	令和4年(2022年) 7月25日から 令和6年(2024年) 2月22日まで	上天草市松島町阿村地内

熊本県公告第178号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により益城台地西土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量)	令和5年(2023年) 11月13日から 令和6年(2024年) 3月15日まで	益城町大字広崎字松山西の全部、及び同所字立古閑、同所字梨木、同所字府内、同所字松山峠、同所字大野久保、同所字大野の一部

熊本県公告第179号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により法務省熊本法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量を含む法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業)	令和4年(2022年) 6月15日から 令和6年(2024年) 1月31日まで	上益城郡益城町大字惣領及び馬水の各一部

熊本県公告第180号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 清水が丘学園児童棟備品(什器)に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
備品(什器)一式
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日

- (4) 落札者の氏名及び住所
有限会社おくぼオーエスブレイン
熊本市東区尾ノ上一丁目18番20号
- (5) 落札金額
19,470,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,770,000円)
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 2 清水が丘学園児童棟備品(木製畳ベッドほか)に係る一般競争入札の落札結果
- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
備品(木製畳ベッドほか)一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日
- (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社いけだ
熊本市北区植木町植木493
- (5) 落札金額
3,495,250円(うち消費税及び地方消費税の額317,750円)
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 3 清水が丘学園児童棟備品(電化製品)に係る一般競争入札の落札結果
- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
備品(電化製品)一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日
- (4) 落札者の氏名及び住所
クラフトナカムラ株式会社
熊本市東区若葉六丁目6番55号
- (5) 落札金額
1,786,400円(うち消費税及び地方消費税の額162,400円)
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 4 清水が丘学園児童棟備品(AED)に係る一般競争入札の落札結果
- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
備品(AED)一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日
- (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社尼崎薬品
熊本市中央区平成三丁目13番18号
- (5) 落札金額
303,600円(うち消費税及び地方消費税の額27,600円)
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 5 清水が丘学園児童棟消耗品(厨房機器)に係る一般競争入札の落札結果
- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
消耗品(厨房機器)一式
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日

- (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社川内厨房食器熊本営業所
熊本市西区池田四丁目32番40号
- (5) 落札金額
736,285円(うち消費税及び地方消費税の額66,935円)
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 6 清水が丘学園児童棟消耗品(衣類タンスほか)に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
消耗品(衣類タンスほか)一式
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日
 - (4) 落札者の氏名及び住所
有限会社おくぼオーエスブレイン
熊本市東区尾ノ上一丁目18番20号
 - (5) 落札金額
1,100,000円(うち消費税及び地方消費税の額100,000円)
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 7 清水が丘学園児童棟消耗品(敷布団ほか)に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
消耗品(敷布団ほか)一式
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日
 - (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社H3
熊本市西区春日三丁目15番17号1208
 - (5) 落札金額
1,131,636円(うち消費税及び地方消費税の額102,876円)
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 8 清水が丘学園児童棟消耗品(電化製品)に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
消耗品(電化製品)一式
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日
 - (4) 落札者の氏名及び住所
クラフトナカムラ株式会社
熊本市東区若葉六丁目6番55号
 - (5) 落札金額
877,690円(うち消費税及び地方消費税の額79,790円)
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日
- 9 清水が丘学園児童棟消耗品(散水ホースほか)に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
消耗品(散水ホースほか)一式
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日

- (4) 落札者の氏名及び住所
有限会社オフポート
熊本市中央区水前寺六丁目8番7号
- (5) 落札金額
54,362円(うち消費税及び地方消費税の額4,942円)
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日

熊本県公告第181号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉永 達也	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字天神229番
唐津 栄二	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字天神169番ほか3筆
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字栄田2433番ほか3筆
有限会社デカノウ熊鹿	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊永2211番
星子 悦男	山鹿市長坂	山鹿市長坂字中津留1226番1ほか1筆
吉海 栄一	山鹿市鹿本町来民	山鹿市鹿本町高橋字前田594番
原口 偉成	山鹿市鹿本町高橋	山鹿市鹿本町高橋字前田542番ほか1筆
古川 達哉	水俣市薄原	水俣市薄原字上場540番15ほか5筆 〔一時利用地 水俣市薄原字上場5番ほか6筆〕
天野 茂	水俣市石坂川又	水俣市薄原字上場534番29 〔一時利用地 水俣市薄原字上場8番〕
吉野 純夫	水俣市薄原	水俣市薄原字上場540番6ほか1筆 〔一時利用地 水俣市薄原字上場4番〕
吉野 淳一	水俣市薄原	水俣市薄原字上場540番14ほか1筆 〔一時利用地 水俣市薄原字上場3番〕
椎葉 智章	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡多良木町大字奥野字梅ノ丸260番
宮崎 敬三	天草郡苓北町坂瀬川	天草郡苓北町坂瀬川字花園1040番5
新立 裕貴	葦北郡津奈木町津奈木	葦北郡津奈木町大字福浜字平生2575番ほか2筆
山崎 繁治	葦北郡津奈木町津奈木	葦北郡津奈木町大字津奈木字高峰157番1ほか2筆
改原 龍也	熊本市南区富合町新	熊本市南区富合町木原字目黒町838番ほか2筆
松本 幸春	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字南無田1191番ほか3筆
松本 英輔	熊本市北区植木町舟島	熊本市北区植木町平井字迎田922番ほか4筆

農事組合法人吉松グリーンファーム	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町舟島字年ノ神300番
農事組合法人吉松グリーンファーム	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字後田656番ほか1筆
農事組合法人吉松グリーンファーム	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字大久保195番1ほか1筆
農事組合法人吉松グリーンファーム	熊本市北区植木町平井	熊本市北区植木町平井字北無田1092番1ほか1筆
園村 竹識	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟1257番
宮本 真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字上ノ割733番
山口 健一	宇土市城塚町	宇土市笹原町字松ノ本24番ほか4筆
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟956番24ほか1筆
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟956番8
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟956番25ほか3筆
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟956番6
とくながファーム株式会社	宇城市小川町中小野	宇城市小川町中小野字小原800番ほか9筆
篠塚 岩雄	宇城市小川町南小野	宇城市小川町南小野字大坪1576番3ほか1筆
川村 航陽	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字門入588番ほか1筆
川村 航陽	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字門入589番1
川村 和弘	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原1509番51
株式会社興陽農援	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字塚ノ原2160番98ほか3筆
田原 繁	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字才柿1004番
坂本 敦子	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦676番1ほか4筆 〔一時利用地 玉名郡長洲町大字清源寺字天神守12番1 ほか1筆〕
坂本 敦子	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3183番2ほか1筆 〔一時利用地 玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下1番5〕
坂本 敦子	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1465番1ほか12筆
池本 重徳	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1355番1
出水田 一夫	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字城平4063番
出水田 一夫	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3173番
出水田 一夫	球磨郡あさぎり町深	球磨郡相良村大字川辺字上高原58番27

	田西	
出水田 一夫	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3178番ほか1筆
出水田 一夫	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原58番51ほか3筆
出水田 一夫	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原58番68ほか3筆
出水田 一夫	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原58番12ほか3筆
吉松 利則	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字堀内3996番
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3196番1
有限会社緑茶園	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字堀内3991番1ほか1筆
西 義春	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原57番34
村上 公治	菊池市原	菊池市原字藤坂602番1ほか1筆
合同会社げんき	阿蘇郡高森町河原	阿蘇郡高森町大字色見字下西丁2035番ほか4筆
堀尾 章太	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字竹ノ下188番3ほか2筆
堀尾 章太	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字竹ノ下190番1
堀尾 章太	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字竹ノ下191番1
野崎 修生	玉名市天水町小天	玉名市青野字河原谷1872番11
株式会社鷹本農産	玉名市岱明町高道	玉名市滑石字南請2087番1ほか1筆
北川 忠久	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下258番1ほか7筆
北川 忠久	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下183番1ほか2筆

2 認可年月日
令和6年(2024年)3月21日

熊本県公告第182号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字上松田592番ほか7筆
豊留 静香	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字黒石2412番ほか3筆
吉田 千芳子	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字黒石2429番ほか3筆
吉田 千芳子	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字野田185番1ほか3筆

2 認可年月日
令和6年(2024年)3月21日

熊本県公告第183号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字田中316番
株式会社フロムアース	球磨郡相良村川辺	球磨郡山江村大字山田丙字東石坂1857番3ほか4筆
株式会社フロムアース	球磨郡相良村川辺	球磨郡山江村大字山田丙字岩ヶ野1154番ほか2筆
株式会社フロムアース	球磨郡相良村川辺	球磨郡山江村大字山田乙字前畠658番1ほか3筆
株式会社フロムアース	球磨郡相良村川辺	球磨郡山江村大字山田丙字東石坂1889番ほか1筆
株式会社フロムアース	球磨郡相良村川辺	球磨郡山江村大字山田丙字北山神1744番1ほか2筆

2 認可年月日

令和6年（2024年）3月22日

熊本県公告第184号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	扇崎・大野下地区	平成27年（2015年）10月1日	令和6年（2024年）3月4日	熊本県

登載依頼

熊本県公安委員会告示第2号

平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

1 (1) アの表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項中「金曜日」を「木曜日」に改め、同表警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。）の項及び八代警察署氷川幹部交番の項を次のように改める。

警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。）	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

1 (1) イの表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項中「金曜日」を「木曜日」に改め、同表警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。）の項及び八代警察署氷川幹部交番の項を次のように改める。

警察署（熊本中央、熊本南、熊本	月曜日から	午前9時00分から同11時30分まで
-----------------	-------	--------------------

東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。)	金曜日まで	午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

1 (1) ウの表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項中「金曜日」を「木曜日」に改め、同表警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。）の項及び八代警察署氷川幹部交番の項を次のように改める。

警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。）	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

1 (2) の表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項中「金曜日」を「木曜日」に改める。

1 (3) の表以外の部分中「運転免許証」の次に「又は運転経歴証明書」を加え、同表警察署の項及び八代警察署氷川幹部交番の項を次のように改める。

警察署	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

1 (4) の表以外の部分中「若しくは再交付」を削り、同表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項中「金曜日」を「木曜日」に改め、同表警察署の項及び八代警察署氷川幹部交番の項を次のように改める。

警察署	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

1 (5) の表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項中「金曜日」を「木曜日」に改める。

1 (6) の表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項中「金曜日」を「木曜日」に改め、同表警察署の項及び八代警察署氷川幹部交番の項を次のように改める。

警察署	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

熊本県公安委員会告示第3号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号（熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

9 (1) の表を次のように改める。

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター （菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）	日曜日から木曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
	金曜日	午後1時00分から同1時30分まで
警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。）	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで

八代警察署氷川幹部交番	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
熊本県公安委員会から講習の委託を受けた者が指定する施設	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで

(注) 熊本県運転免許センターにおいて金曜日に行う講習の受講対象者は、特定失効者又は特定取消処分者に限る。

9(2)の表を次のように改める。

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前8時30分から同9時30分まで 午後1時00分から同2時00分まで
	金曜日	午後1時00分から同1時30分まで
警察署(熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。)	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
熊本県公安委員会から講習の委託を受けた者が指定する施設	講習実施者が指定する日	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで

(注) 熊本県運転免許センターにおいて金曜日に行う講習の受講対象者は、特定失効者又は特定取消処分者に限る。

熊本県教育委員会公告第20号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県立小川工業高等学校長 真 田 武

- 落札に係る物品等の名称及び数量
小川工業高校新実習棟への機器物品移転業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立小川工業高等学校
熊本県宇城市小川町北新田770
- 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月28日
- 落札者の氏名及び住所
ブルームビルド株式会社
宮城県黒川郡大和杜の丘三丁目2番地の6
- 落札金額
76,219,000円(うち消費税及び地方消費税の額6,929,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日

熊本県企業局告示第1号

昭和39年4月1日熊本電気局告示第1号(熊本県企業局出納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。
令和6年(2024年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
本則中「1 株式会社 肥後銀行」を「株式会社 肥後銀行」に改め、「2 株式会社 三菱UFJ銀行」を削る。

熊本県教育委員会訓令第3号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年3月29日

熊本県教育長 白 石 伸 一

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教職員住宅管理規程(昭和40年熊本県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表単独住宅の部熊本県立鹿本高等学校職員住宅の款山鹿市鹿高通四丁目619-11の項中「鹿高通四丁目」を「鹿校通四丁目」に改め、同部熊本県立高森高等学校職員住宅の款を削り、同部熊本県立八代農業高等学校職員住宅の款中八代市鏡町下有佐字吉門12-1の項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年3月29日から施行する。

熊本県教育委員会公告第22号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和6年(2024年)3月29日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度(2024年度)熊本県立松橋西支援学校通学バス運行業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立松橋西支援学校
宇城市松橋町松橋308-1
- 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社麻生交通
上益城郡御船町御船944
- 落札金額
302,500円(うち消費税及び地方消費税額27,500円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日

熊本県教育委員会公告第21号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和6年(2024年)3月29日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度(2024年度)熊本県立熊本支援学校通学バス運行業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立熊本支援学校
熊本市中央区出水五丁目5番16号
- 落札者を決定した日
令和6年(2024年)2月22日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大栄エクスプレス
熊本県上益城郡山都町杉木465番地1
- 5 落札金額
176,990円(うち消費税及び地方消費税額16,090円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月12日

熊本県公安委員会規則第4号

警備業法令事務取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年3月29日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

警備業法令事務取扱規則等の一部を改正する規則

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)

第1条 警備業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条 第2号中「認定証の」を「認定の」に、「認定証不更新通知書」を「認定不更新通知書」に改める。

別記様式第1号中「認定証」を「認定」に改める。

別記様式第3号中「認定証を交付した」を「認定をした」に、「認定証番号」を「認定の番号」に、「認定証の有効期間」を「認定の有効期間」に改める。

別記様式第5号中「認定証番号」を「認定の番号」に改める。

別記様式第10号中「認定証(資格者証・合格証明書)交付年月日・番号」を「認定年月日・番号(資格者証・合格証明書交付年月日・番号)」に改める。

別記様式第11号及び別記様式第14号中「認定証を交付した」を「認定をした」に、「認定証番号」を「認定の番号」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成14年熊本県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条の見出し中「の拒否」を削り、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「による認定証の返納」を「による廃業等の届出」に、「認定証の返納に関する通知書」を「廃業等の届出に関する通知書」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3

項とし、同条第1項中「認定に関する通知書」を「認定拒否通知書」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第5条第2項の規定による認定に関する通知は、認定通知書(別記様式第1号の2)により、主たる事務所の所在地の所轄警察署長(以下「所轄警察署長」という。)

を経由して行うものとする。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

領収証紙納付書

科目	自動車運転代行業認定審査手数料	証紙貼付欄
紙額	円	収入証紙には割印しないでください
納入義務者・住所氏名	住所 氏名	
摘要		
受付月日		
受付者印		

証紙消印番号

号

自動車運転代行業の認定に関する申請書を受け付けました。

年 月 日

警察署名

係員氏名

※お願い
納入者は右の太ワケのところにだしてを記入して下さい。

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

別記様式第1号の2(第4条関係)

第 号

認定通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会

別記様式第2号中「認定に関する通知書」を「認定拒否通知書」に改める。
別記様式第3号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。
別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第4条関係）

第 年 月 号 日

廃業等の届出に関する通知書

殿

熊本県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり廃業等の届出がされたので、廃業等届出書の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 廃業等の届出をした自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 廃業等の年月日

2 廃業等の理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

- 別記様式第16号を次のように改める。
 別記様式第16号 削除
 (探偵業法令事務取扱規則の一部改正)
 第3条 探偵業法令事務取扱規則(平成19年熊本県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第3号中「探偵業届出証明書を交付した」を「届出書を提出した」に、「探偵業届出証明書番号」を「届出書の受理番号」に改める。
 別記様式第7号中「探偵業届出証明書交付年月日・番号」を「届出書を提出した年月日・届出書の受理番号」に改める。
 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部改正)
 第4条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則(平成25年熊本県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
 第4条第1号中「に規定する認定証」を「の規定による認定」に改める。
 別記様式中「認定証の番号」を「認定番号」に改める。
 (警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部改正)
 第5条 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則(平成26年熊本県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
 第4条第2号を次のように改める。
 (2) 認定の番号又は届出書の受理番号

「
 別記様式中 認定証又は届出証明書の番号 (公安委員会 第 号)
 (公安委員会 第 号)
 」

を 認定の番号又は届出書の受理番号 公安委員会 第 号 に改める。
 」

附 則

- (施行期日)
 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

熊本県病院局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。
 令和6年(2024年)3月29日

熊本県病院事業管理者 竹内信義

- 委託の内容
熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条に規定する使用料及び手数料
- 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 委託する日
令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 契約締結日
令和6年(2024年)3月19日

熊本県教育委員会公告第24号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
 令和6年(2024年)3月29日

熊本県立装飾古墳館長 廣瀬泰之

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年(2024年)3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 グリーンコンパス
菊池市泗水町吉富210-66
- 5 落札金額
4,609,000円(うち消費税及び地方消費税の額419,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月19日

熊本県教育委員会公告第25号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

熊本県立装飾古墳館長 廣 瀬 泰 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年(2024年)3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
木上梅香園 株式会社
熊本市中央区白山2-1-17
- 5 落札金額
8,657,000円(うち消費税及び地方消費税の額787,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月19日

熊本県教育委員会公告第26号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

熊本県立装飾古墳館長 廣 瀬 泰 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年(2024年)3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社 菊水緑化造園
玉名郡和水町萩原43
- 5 落札金額
8,636,100円(うち消費税及び地方消費税の額785,100円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)1月19日

熊本県教育委員会公告第27号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県立装飾古墳館長 廣瀬泰之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立装飾古墳館総務課
山鹿市鹿央町岩原3085番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年（2024年）3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 森田緑化造園
熊本市北区下碓川1-7-34
- 5 落札金額
15,268,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,388,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年（2024年）1月19日

熊本県教育委員会公告第23号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年（2024年）3月29日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度（2024年度）熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立荒尾支援学校
荒尾市増永西長浦2299-3
- 3 落札者を決定した日
令和6年（2024年）2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社 七城観光バス
菊池市七城町小野崎字野間946番地1
- 5 落札金額
194,095円（うち消費税及び地方消費税額17,645円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年（2024年）1月12日

天草不知火海区漁業調整委員会指示第199号

宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。）の資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和6年（2024年）3月29日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口幸男

- 1 指示の内容
熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第40条第1項第24号に規定する海域を除く。
- 2 指示の有効期間
令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

熊本県教育委員会訓令第4号

本庁各課
各地方機関

第1項第9号の表の備考3中「及び病弱者」を「、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者」に改める。「必要とする者」に「(発達障害者を含む。)」を加える。「免許状に定められることとなる特別支援教育領域」を「免許状教育領域」に改める。

熊本県病院局管理規程第3号

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年(2024年)3月29日

熊本県病院事業管理者 竹内信義

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
熊本県病院局職員の給与に関する規程(平成20年熊本県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「職務の級の格付基準は、別に定めるところによる」を「その基準となるべき職務の内容は、別表第1の等級別基準職務表に定めるところとする」に改める。

第3条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第3」に、「別表第1」を「別表第2」に改める。

第4条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第5条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第8条第1項第2号中「法律第27条第3項」を「法第27条第3項」に改める。
別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とする。
別表第1を次のように改め、同表を別表第2とする。

	職員	調整数
一般職員	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医の業務に従事する医師	3
	(2) (1)以外の医師	2
	(3) 看護部副部長、看護師長及び看護師	
	(4) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師	
	(5) 作業療法士	
	(6) 心理判定及び心理療法業務に従事する職員	
	(7) 看護部長	
(8) 薬剤師		
(9) 栄養士		
(10) 社会福祉主事		
(11) 患者係事務所員		
技能労務職員	(12) 作業療法補助業務に従事する者	2
	(13) 運転業務、汽かん業務、業手の業務及び用務員の業務に従事する者	1

附則の次に次の別表を加える。

別表第1(第2条関係)

(その1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	1 参事の職務
	2 主任主事又は主任技師の職務
4級	1 主幹の職務
	2 困難な業務を行う参事の職務
5級	1 課長補佐の職務
	2 相当困難な業務を行う主幹の職務
6級	1 課長の職務

	2 困難な業務を行う課長補佐の職務
	3 審議員の職務
	4 困難な業務を行う主幹の職務
7級	1 困難な業務を行う課長の職務
	2 困難な業務を行う審議員の職務

(その2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師である技師の職務
2級	1 医長の職務 2 主幹の職務 3 参事の職務 4 困難な業務を行う医師である技師の職務
3級	1 院長の職務 2 副院長又は診療部長の職務 3 困難な業務を伴う医長の職務 4 審議員の職務 5 困難な業務を行う主幹の職務 6 困難な業務を行う参事の職務
4級	1 総院長の職務 2 困難な業務を行う院長の職務 3 困難な業務を行う副院長又は診療部長の職務 4 首席審議員の職務 5 困難な業務を行う審議員の職務

(その3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師又は作業療法士(次項において「栄養士等」という。)である技師の職務
2級	1 薬剤師である技師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等である技師の職務
3級	1 室長、科長又は参事の職務 2 主任技師の職務
4級	1 相当困難な業務を行う室長、科長又は参事の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
5級	1 主幹の業務 2 困難な業務を行う室長、科長又は参事の職務
6級	困難な業務を行う主幹の職務

(その4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師である技師の職務
2級	1 保健師又は看護師である技師の職務 2 困難な業務を行う准看護師である技師の職務
3級	1 副部長の職務 2 看護師長又は室長の職務 3 参事の職務 4 主任技師の職務
4級	1 相当困難な業務を行う副部長の職務 2 相当困難な業務を行う看護師長又は室長の職務

	3 相当困難な業務を行う参事の職務
	4 困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	1 看護部長の職務
	2 困難な業務を行う副部長の職務
	3 困難な業務を行う看護師長又は室長の職務
	4 主幹の職務
	5 困難な業務を行う参事の職務
6 級	1 困難な業務を行う看護部長の職務
	2 審議員の職務
	3 困難な業務を行う主幹の職務

附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県議会告示第3号

熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年(2024年)3月29日

熊本県議会議長 山口 裕

熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程(熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成21年熊本県議会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。
第6条の見出しを「(収入及び支出の状況の報告)」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第12条第1項の議長が定める事項は、条例第2条に規定する経費に係る支出の内訳とする。

第6条第2項中「別記第8号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第12条第1項第2号の議長が定める電子情報処理組織(同号に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び次項において同じ。)は、議長の使用に係る電子計算機(同号に規定する電子計算機をいう。以下この条及び次条において同じ。)と、議長に対して報告を行う相手方の使用に係る電子計算機であつて当該議長の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回路で接続した電子情報処理組織とする。
4 条例第12条第1項第2号の規定により電子情報処理組織を使用する方法により電磁的記録(同号に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。)をもって議長に対して報告をする相手方は、議長が定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項及び電磁的記録をもって当該報告を計算機と入力し、又は送信して、報告をしなければならない。

第7条第1項中「収支報告書等の」を削り、「当該収支報告書等を提出すべき」を「条例第12条第1項又は第2項の規定により報告をすべき」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「収支報告書等」を「条例第14条第2項の収支報告書その他のもの(次項に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の収支報告書等の」を「条例第14条第2項の規定による」に改め、「場所で」の次に「、熊本県の執務時間に関する規則(平成元年熊本県規則第31号)第1条に規定する」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第12条第1項第2号の規定による報告の際提出された電磁的記録の閲覧は、議長の使用に係る電子計算機を用いて当該電磁的記録を閲覧する方法によつてのみ行うことができるものとする。

第7条中第6項を削り、第5項を第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 条例第14条第2項の規定による閲覧をする者は、収支報告書その他のもの又は第2項の議長の使用に係る電子計算機を丁寧に取り扱い、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 収支報告書その他のもの又は第2項の議長の使用に係る電子計算機を破損し、汚損し、加筆し、複写し、又は撮影する行為

(2) 第3項の議長が指定する場所における他人の迷惑となる行為

第7条を第5条とし、第8条を第6条とし、同条の次に次の1項を加える。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別記第4号様式から別記第7号様式までを削る。
別記第8号様式中「第6条」を「第4条」に改め、同様式を別記第4号様式とする。
附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。